

平成25年度税制改正について

1. 生命保険料控除の改正（平成24年1月1日以後に締結した保険契約）

保険ニーズの多様化や社会保険制度を補完する分野の重要性を踏まえ、見直しを行うこととなりました。これまでの一般生命保険料控除の枠を分離し、医療保険・介護保険を対象とした介護医療保険料控除が新設されました。（各保険料控除合計限度額は7万円とされます）

■控除額の上限（平成24年1月1日以後契約締結分）

種 別	一 般 生命保険	介護医療 保 険	個人年金 保 険	控除合計
内 容	遺族保障	介護・医療	老後保障	
個 人 市・県民税	2.8万円	2.8万円	2.8万円	7万円
所 得 税	4万円	4万円	4万円	12万円

ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約については、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の合計限度額は、それぞれ3.5万円がそのまま適用されます。

■控除額の上限（平成23年12月31日以前に契約締結分）

種 別	一 般 生命保険	個人年金 保 険	控除合計
内 容	遺族保障	老後保障	
個 人 市・県民税	3.5万円	3.5万円	7万円
所 得 税	5万円	5万円	10万円

2. 退職所得にかかる税制改正

退職所得に係る市県民税については、本来退職所得に係る市県民税の所得割の額から税額の10%を控除する仕組みとなっておりましたが、この10%税額控除が廃止されることとなりました。

（平成25年1月1日以後に支払われる退職所得から適用されます。）

問 税務課市民税係 ☎364-1111（内線内線218・370）



「母と子の健康」

塩竈市では発達支援に力を入れています。

発達障がいとは…

親のしつけや育て方・家の血筋などが原因ではなく、現在では脳機能の障がいと考えられています。その結果、言葉のとらえ方・感じ方・考え方・覚え方や受け取り方が他者と異なり、小さい頃からさまざまな形で症状が現れます。

主な特徴

人と関わるのが苦手・コミュニケーションが苦手（相手の気持ちを読み取るのが難しい）・こだわりがある・感覚的に過敏さや鈍感さがある・落ち着きがない・不器用など

本人は困っています！

ぱっとみただけでは障がいはわからないため、本人が困っていても気づかれないことが多く、適切な対応がなされないと成長とともに二次的障がいを引き起こす可能性があるため、早期発見・早期対応が望ましいとされています。周りがその子に合った対応をするだけで、本人にとって過ごしやすい環境となり、安心できます。

問 保健センター ☎364-4786（内線386）

今年度から2年間、県の『発達障害早期支援事業』モデル地区として市教育委員会と連携協力し、早期発見と適切な対応（支援）システムづくりを目指しています。

支援を必要とするお子さんのよりよい育ちを支えるために、一貫・継続した教育・支援が重要です。そのために、保健・教育・医療・福祉などに関する保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校などの情報を本人・保護者・支援者が共有する『すこやかファイル』の活用も検討中です。

一人で悩まず、
まず、気軽にご相談ください！

保健センターで行っています

- ① 4カ月・1歳6カ月・2歳6カ月・3歳健診
 - ② 「ことばの相談」 年4回
 - ③ 「何でも相談」 毎月
 - ④ お子さんの健康管理のために保健師による保育所・幼稚園訪問
- 「ことばが遅め・発音が不明瞭」、「落ち着きがない」、「育てにくさを感じる」「何度言っても言うことを聞かない」「どうしついたら良いかわからない」など、子どもとの関わりや育児に関して悩んでいることなどの相談を、随時、承っています。また、必要な時には専門の方をご紹介します。